

関係各位

2018年10月4日
ロッテの経営正常化を求める会
株式会社光潤社
代表取締役社長 重光宏之

ロッテグループ4社に対する損害賠償請求訴訟における東京高裁判決について

ロッテグループにおける一連の経営上の問題において、お客様、お取引先、社員とそのご家族及びロッテグループを支えて下さっている皆様にご心配をおかけしていますことを深くお詫び申し上げます。

2015年11月12日付け「株式会社ロッテホールディングス代表取締役社長及びロッテグループ4社に対する訴訟提起に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、ロッテグループ各社の取締役であった重光宏之は、正当な理由がないにもかかわらず取締役を解任されたとして、ロッテグループ4社（株式会社ロッテ、ロッテ商事株式会社、ロッテ物産株式会社、及びロッテ不動産株式会社）に対して損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」）を提起しておりました。

本日、本訴訟の第二審判決が下され、東京高等裁判所は、現経営陣が解任当時重光宏之に対して説明していたロッテグループ内の手続違反をしたことという被告の主張を排斥した第一審の判断に加え、重光宏之が違法な新規事業を実行した旨の被控訴人らの主張をも排斥したものの、結論として、控訴人である重光宏之の控訴を棄却いたしました。

重光宏之といたしましては、今回の判決について、重大な事実誤認および誤った法令解釈に基づくものであり、解任の不当性が正しく評価されておらず、また、判決理由についても不備・齟齬があるものと考えており、すみやかに上告をする所存です。今後も、ロッテの経営正常化のため尽力してまいりますので、関係者の皆様におかれましては、引き続きご支援及びご協力を賜りますようお願い致します。

以上